

令和3年度 配分予定額の通知以降の手引き

【事業参加申請書作成編】 2021.10.8



注意

令和3年度の配分からは、電子申請化に伴い「書類の差し替え」はできなくなります。そのため、申請内容に不備があった場合、“まとめて再提出（再申請）”となりますので、確認は徹底願います。

また、次の場合は事業参加申請を受け付けませんのでご注意ください。

- ①当該クラスター計画が知事の認定を受けていない
- ②認定農業者（農業経営改善計画認定証）の期限が切れている
- ③知事特認が必要な機械装置で北海道との協議が終わっていない
- ④事業実施要領 別紙2の第5の4の(3)の内容について、北海道の確認が終わっていない（購入方式のみ）
- ⑤見積書の有効期限が切れている
- ⑥配分された機械装置を一括して参加申請していない

目次

1	令和3年度からの変更点	
(1)	申請方式	1
(2)	押印の廃止と「確認書」	2
2	事業参加申請にあたっての注意事項	
(1)	購入方式・リース方式共通	3
(2)	購入方式	4
3	事業参加申請～補助金支払いまでの流れ	5
4	事業参加申請に必要な書類等	6
5	見積書について	
(1)	見積書記載内容の注意事項	8
(2)	特定の機械装置の見積書に関して	9
(3)	事業参加申請で審査が円滑な見積書の例	11
6	申請用データ（CSV形式）の作成方法	12
7	申請用添付ファイル（PDF形式）の作成について	
(1)	添付書類について	16
(2)	カタログについて	16
(参考)	PDFファイルに関して無料で利用できるサービス	17
8	事業参加申請の提出先・方法について	18
9	実績報告の手続等について	18

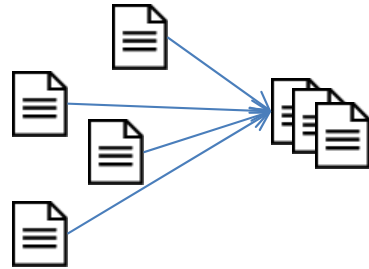
1 令和3年度からの変更点

(1) 申請方式

事業参加申請書の提出方法が書類によるものから電子データでの申請に変わります

昨年度まで

①参加申請に必要な書類、カタログ等を協議会で取りまとめ



②申請書類を協議会でチェック



③酪農畜産協会へ書類を送付



今年度から

①参加申請に必要な情報を協議会でExcel形式のデータに入力し、事業参加申請用のデータ (csv形式) を作成します

作成方法は13ページで解説



申請用データ作成ファイルに情報を入力

申請用データ (CSV形式) を出力



②見積書、カタログなどの添付書類をPDFデータで用意します



作成方法は17ページで解説

③申請用CSVデータと添付ファイルを酪農畜産協会へ送付します



※参加申請は「**取組**主体ごと」に作成します

(2) 押印の廃止と「確認書」

取組主体等の書類への押印は廃止されました。その代わり「確認書」に「自署」したものをPDFにして添付する必要があります。自署する者、および自署する箇所については以下を参照して下さい。

確認書の記入方法

「自署」の必要な書類

- ・リース方式(直貸):①
- ・リース方式(転貸):①②
- ・購入方式:①③

- ①導入方式にかかわらず、
- ・取組主体が氏名を自署
 - ・法人(任意団体)の場合は法人名、代表者名を自署

青枠の箇所はどなたが記入しても構いませんが、記入漏れが無いように注意して下さい

- ②
- ・リース方式(転貸)の場合は貸付主体の代表者もしくは実務責任者の自署

- ③
- ・購入方式の場合は協議会実務責任者の自署

別記様式第3号-別紙4(購入方式・リース方式共通)

畜産クラスター協議会名

事業実施主体の長 殿

令和 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)参加申請書
及び当該申請に係る確認書

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)を下記のとおり実施したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)別紙2の第5の4の(2)の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、交付要綱、実施要綱、実施要領、業務方法書及び申請マニュアルをよく読み内容を理解しました。

取組主体の申請件数 件

また、特に次の事項に対し、相違があった場合は、事業参加承認後であっても補助金の一部もしくは全部が受給できなくなり、または補助金の支払後においては補助金の一部もしくは全部を返還することを承諾のうえ、申請します。

- 1 補助金に関係する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載は行いません。
 - 2 畜産クラスター協議会及び取組主体(貸付主体を含む。以下同じ)は、導入する機械の規模、能力、数量の妥当性及び導入の必要性等について説明責任を負うことを承諾します。
 - 3 一般競争入札又は3者以上の見積による補助対象機械装置の最低価格を補助対象経費として申請します。また、補助対象経費は補助対象機械装置の本体価格のみであり、それ以外の費用を混同していません。
 - 4 事業実施主体が事業参加申請を承認する以前に、既に発注等を行った場合は補助金の交付対象とならないことを承諾します。また、補助金の支払いは、機械装置の導入、支払い及び所有権の移転が完了し、実績報告書を提出した後一定期間を要することを承諾します。
 - 5 補助事業により取得した機械装置を、処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について事業実施主体の承認を受けます。また、その際、補助金の返還が発生する可能性があることを承諾します。
- (購入方式のみ)既に所有している機械装置を下取りさせて同種の機械装置を導入する場合は、導入する機械装置の本体価格から当該機械装置の下取り価格を控除した額を補助対象経費として申請します。

取組主体名 (※法人の場合は法人名・代表者名) (※取組主体本人の自署とする)	貸付主体 (※転貸の場合)
	組織名
	役職
	代表者名 (※貸付主体の実務責任者の自署も可とする)
取組主体が自署した年月日：令和 年 月 日	

導入方式	購入方式の場合 (※協議会の実務責任者の自署とする)
	リース方式の場合 (※リース事業者名を記入)

※ 購入方式の場合の下取り機械装置の補助事業等の取扱いは、「補助事業等における精算の取扱いについて」(昭和57年10月26日付け57経第1702号)に関する取扱いによる。

※ 処分制限期間は、導入した機械装置の耐用年数期間をいう。

※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。

※ 耐用年数は、「原価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」に準ずる。

2 事業参加申請にあたっての注意事項

(1) 購入方式・リース方式共通

- ①配分予定額は、要望調査の記載内容から判断して算出したものです。このため、事業参加申請の承認審査において機械装置の精査等が行われることにより、配分予定額と事業参加承認の額が異なる場合があります。
- ②今回の配分でも、優先順位の繰り上げは行いません。協議会内で見積残や辞退者が出ても備考欄に記載された配分対象者以外の方や機械装置を事業参加申請することはできません。
- ③事業参加申請時までに成果目標等が適切に設定されているか否かを確認し、適切でない場合の事業参加は認められていません。
- ④事業参加申請の際には、要望時の金額を超えないように注意して下さい(複数の機械装置を配分された場合は機械装置ごとに要望時の金額を超えないように注意して下さい)。要望額を超えた事業参加申請はできません。
- ⑤同一の取組主体が、ある機械装置は「購入方式」、別の機械装置は「リース方式」と異なる方式を選択される場合は、お手数ですが酪農畜産協会へお問い合わせ下さい。
- ⑥各手続き等における様式、必要な書類等が大幅に見直しがされていますので、本手順書の他、事業実施要領、畜産クラスター関連事業Q&A等を必ずご一読下さい。また、本手順書にも実施要領等の該当条項等を記載していますので、参考にして下さい。
- ⑦事業参加申請の審査に期間を要している状況にあるため、効率的な審査が行えるよう、上記①～⑥についてご注意いただいた上で事業参加申請を行っていただくことをお願いします。
なお、申請された期日によっては令和3年度内に機械装置の導入が困難となる場合がありますので、あらかじめご留意願います。

[事業実施要領、Q&A等は農林水産省ホームページをご覧ください]

http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/1_cluster_27_kura.html

(2) 購入方式

【取組主体】

- ・資金計画について協議会の確認を受け、協議会とともに(「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付け16生産第8452号総合食料局長、生産局長、経営局長通知)に準じて)費用対効果分析を行い、投資効率等を十分検討して下さい
- ・購入方式ではリース方式と異なり、動産総合保険等へ加入していただきます(盗難保険は必須です)。保険料は補助の対象外です
- ・取組主体自らが財産管理台帳を整備・保管していただきます。また、その写しは協議会へ提出する必要があります
- ・補助金は、機械装置の代金を取組主体が全額支払い、上記保険の加入の他、所定の手続きが終了した後に協議会から支払われます。証拠書類として領収書も必要になりますので、機械装置の代金を全額お支払いいただく必要があります
- ・補助残額の融資を受ける際に、当該機械装置を担保とすることはできません
- ・既存機械を下取りさせた場合や既存機械の処分益が出た場合は、補助対象経費から差し引かれます
- ・取組主体は本事業の趣旨及び補助金の管理について十分に理解し、財産処分制限期間中の機械装置の適切な管理に努め、適正な事業実施を確保する必要があります

【協議会】

- ・助成先(補助金の支払先)は協議会です。あらかじめ補助金の経理に関する規程、事務処理規程等を定め、補助金及び事務の取扱が明確になっていることについて北海道の確認を受ける必要があります
- ・事業参加申請に先立って、融資証明書等により取組主体の資金計画等を確認するとともに、費用対効果分析を行い、投資効率等を十分検討していただきます
- ・協議会が酪農畜産協会からの事業参加承認通知に基づき、その都度、協議会から当該取組主体に承認通知を出していただく必要があります。また、補助金は協議会の口座へ送金されます。その後当該取組主体へ送金していただきます
- ・酪農畜産協会への機械装置の実績報告・補助金の請求手続きは、協議会からおこなっていただきます
- ・取組主体から提出された財産管理台帳の写しに基づいて財産処分制限期間中の機械装置の利用状況等を確認し、事業が適正かつ確実に実施されるよう取組主体を指導していただきます
- ・万が一、処分制限期間中に取組主体の経営中止や機械装置の破損などにより補助の目的を達することができなくなった場合は、協議会が取組主体から補助金相当額を回収して酪農畜産協会へ返還する義務が生じます

3 事業参加申請～補助金支払いまでの流れ

リース方式	購入方式
<p>①配分予定額の通知【酪農畜産協会→協議会→取組主体】 ↓ ②事業参加申請【取組主体→協議会→酪農畜産協会】 ↓ ※知事の特認が必要な場合は承認後に参加申請して下さい ↓ ③事業参加承認通知【酪農畜産協会→協議会】 ↓ ・参加申請内容を審査し、その結果により事業参加承認通知書を ↓ 送付します ↓ ④機械装置の導入【取組主体】 ↓ ・承認通知書に記載されている機械装置の導入についてリース事 ↓ 業者とリース契約を締結し、リース事業者へ販売店への機械装 ↓ 置の手配を依頼して下さい ↓ ⑤実績報告【取組主体→協議会】 ↓ ・機械装置の導入が終了した取組主体は、協議会に実績報告書を ↓ 提出して下さい ↓ ⑥実績報告【協議会→酪農畜産協会】 ↓ ・取組主体から提出された実績報告書を取りまとめ、窓口団体へ ↓ 提出して下さい</p> <p>提出された実績報告書と別途リース事業者から提出される精算払い請求書の内容が確認できましたら、リース事業者へ補助金を支払います。</p>	<p>①配分予定額の通知【酪農畜産協会→協議会→取組主体】 ↓ ②道の確認手続き【協議会→北海道】 ↓ ※実施要領 別紙2の第5の4の(3)の確認を受けて下さい ↓ ③事業参加申請【取組主体→協議会→酪農畜産協会】 ↓ ※②の道の確認が済んでいない場合は参加申請できません ↓ ※知事の特認が必要な場合は承認後に参加申請して下さい ↓ ④事業参加承認通知【酪農畜産協会→協議会】 ↓ ・参加申請内容を審査し、その結果により事業参加承認通知書を ↓ 送付します ↓ ⑤事業参加承認通知【協議会→取組主体】 ↓ ・④の通知をもとに、当該取組主体に承認通知をして下さい ↓ ⑥機械装置の導入【取組主体】 ↓ ・承認通知書に記載されている機械装置の売買契約を締結し、発 ↓ 注をして下さい ↓ ⑦実績報告【取組主体→協議会】 ↓ ・機械装置の導入が終了した取組主体は、協議会に実績報告書を ↓ 提出して下さい ↓ ⑧実績報告・補助金の請求【協議会→酪農畜産協会】 ↓ ・取組主体の実績報告書を取りまとめ、協議会名の実績報告書を ↓ 提出 ↓ ⑨補助金の支払い【酪農畜産協会→協議会】 ↓ ・⑦⑧の書類を審査し、補助金を協議会の口座へ支払い ↓ ⑩補助金の支払い【協議会→取組主体】 ↓ ※⑨の入金後、当該取組主体へ速やかに送金して下さい</p>

4 事業参加申請に必要な書類等

- ・事業参加申請には、申請ごとに「申請内容を入力して作成する『申請用CSVデータ』と「必要な添付書類をまとめて1つにしたPDFファイル」が必要です
- ・必要な添付書類は下表を参照して準備して下さい

様式データ欄に「●」印が付いている様式のデータは、事業専用ホームページから入手できます↓

PDFファイルとして事業参加申請に添付する書類	注意事項	様式データ
1 別記様式第3号 参加申請書	協議会で記入したもの	● Word形式
2 別記様式第3号 別紙4 確認書	所定の箇所へ自署、記入したもの ※2ページの注意事項を参照のこと	● PDF形式
3 入札結果を証する書面・見積書(写し) もしくは 三者以上のお見積書(写し)	PDFファイルにして提出する ※8ページ以降の「5 お見積書について」を参照のこと	
4 カタログ原本又は 販売業者より原本証明されたカタログ(写し)	PDFファイルにして提出する ※16ページの「申請用添付ファイル(PDF形式)の作成について」を参照のこと	
5 送風装置、自動給餌機、搾乳装置など、 畜舎に設置するものは『配置図』	参加申請する機械装置の設置(配置)場所等がわかるもの ※見積書と比較できる内容であること	
6 堆肥運搬車、バルク車の場合は 『架装内容がわかる図面』	架装内容がわかる図面。設計会社名等、押印付き	
7 リース契約申込書	添付は不要(所定の情報を申請用のデータAH~AK列に入力する)	
8 法人の場合は定款、 任意団体の場合は規約又は共同利用契約書(写し)		
9 農業経営改善計画認定書 又は青年等就農計画認定書(写し)	添付は不要(所定の情報を申請用のデータJ~L列に入力する)	

PDFファイルとして事業参加申請に添付する書類	注意事項	様式 データ
11 都道府県知事の認定を受けた畜産クラスター計画 及び認定を証する書面(写し)	添付は不要(所定の情報を申請用のデータJ~L列に入力する) ※参加申請とは別に、協議会として窓口団体へ1セット提出して下さい	
12 知事特認に係る協議書及び認定を証する書面	添付は不要(所定の情報を申請用のデータAX~AY列に入力する)	
13 農業協同組合法第11条の51の規定に定める農業経営規程 (写し)		
14 既存機械の下取りに関する見積書 (既存機械の下取りがある場合)	購入方式のみ	
15 農業環境規範に基づく点検シート(写し)		
16 チーズ製造業者との契約書(写し)	チーズ振興枠のみ	
17 食品衛生法に基づく乳製品製造業(品目: チーズ)の許可証(写し) 及び製造品目・数量(予定)が分かる資料	チーズ振興枠のみ	
18 成果目標が「農業所得」「営業利益」の場合の根拠資料	指定の様式もしくは同等の内容であれば独自様式でも可	● Excel形式
19 参加申請時添付書類(飼養区分が「飼料受託等」の場合)	飼養区分が「飼料受託等」の場合は指定様式に記入したものを添付	● Word形式
20 堆肥攪拌装置に関する確認票	堆肥攪拌装置を申請する場合で、既存の機械装置がある場合は添付	● Word形式
21 要望時確認事項確認票	令和3年9月17日付け事務連絡で指示された要望のみ回答を添付(様式不問)	
22 その他の添付書類	独自に添付する書類がある場合は、電子申請用データ作成ファイルのBV列「その他の添付書類」欄に書類名を記入して下さい	

5 見積書について

事業参加申請における審査では、見積書の記載事項と添付されたカタログで導入される機械装置の内容を精査し承認しています。

そのため、見積書を販売業者から取得する際は、当該販売業者の慣習等に係わらず、以下の注意事項等を踏まえて見積書を取得して下さい。

(1) 見積書記載内容の注意事項

- ・会計検査院からの指摘を踏まえ、事業参加申請の時点で有効期限が切れている見積書については事業参加申請を受け付けません
- ・この他、以下のような見積書も受け付けできませんので、ご注意ください
 - ・有効期限に関する記載が無い
 - ・記載内容が手書きで修正されている(見積書発行者の訂正印があれば可)
 - ・カタログに記載の内容と照合できる記載内容となっていない。(機械装置本体の他、付属品などを付ける場合は見積書にそれぞれ明記すること)
 - ・補助対象外の金額(輸送費、設置工事費、消耗品、名入れ費用等)と補助対象の金額がそれぞれ明記されていること。または「補助対象外の金額(輸送費、設置工事費、消耗品、名入れ費用等)は含まれていない」旨が見積書に明記されていること(ただ単に「補助対象外の費用は含まれておりません」との記載は補助対象外の経費が何を指すのか具体性に欠けるため、令和3年度からは不可とします)
- ・上記の他、次の事項についてもご注意ください
 - ・”既製品”のみが補助対象です。添付されたカタログ等と突き合わせができるように、型式番号等は必ず記載して下さい。また、図面はカタログとして扱えません
 - ・機械装置の付属品等で「サービス」という形で、無料で付属させているケースがありますが、税金を原資とした補助事業の趣旨を鑑み、補助金額を低廉化させるために「サービス」の代わりに補助対象機械装置自体の価格交渉を行うようお願いいたします
 - ・補助対象の機械装置を導入目的(事業参加承認内容)以外で使用することはできません

(2) 特定の機械装置の見積書に関して

①《畜産物管理・加工機械装置》→《食肉加工機械装置》

《乳製品加工機械装置》

《飼料給与関係機械装置》→《自動給餌機》

- ・見積書に「一式」とまとめて記載されていると参加申請の審査がおこなえません。具体的に導入される機械装置を列記すると共に、補助対象外の費用が含まれているかいないかの判断が付く見積書を添付すること

②《堆肥調製散布関係機械装置》→《堆肥運搬車》

- ・車両本体の他、特装に係る金額等も見積書に明記
- ・有償で付加するオプションについても、必ず見積書に明記
- ・特装内容がわかるカタログ、図面等も原本証明を付けて添付
- ・必ず「堆肥運搬車」と文字入れすること。(その経費については補助対象です)ただし、牧場名等の名入れは補助対象外なので名入れする場合は見積書に明記のこと

③《搾乳関係機械装置》→《搾乳ユニット自動搬送装置》

- ・搾乳ユニットのほか、以下のものも併せて導入する場合は見積書に明記し、①～③についてはカタログを添付、型番も記載すること

〔①授乳装置、②洗浄装置、③真空発生装置、④ミルク配管、真空配管〕

- ・これらの付帯機械装置も単純更新となる場合は補助対象となりません

④《堆肥調製散布関係機械装置》→《切返作業機》

〔機械装置例:ホイールローダー、ショベルローダー、スキッドステアローダー、フロントローダー+バケット〕

- ・堆肥切り返し作業用としてのアタッチメントはバケットのみが可能のため、クイックカプラ、3連バルブは対象となりません。
- ・機械構成もそれに応じた見積書を取得して下さい。また、バケットサイズも明記して下さい。
- ・「畜産仕様」「畜産パッケージ」などの「標準構成」を記載した見積書ではなく、「切返作業機」として必要なアタッチメントを明記した見積書を取得して下さい。

⑤《飼料収穫・調製用機械装置》→《サイレージ等取出・積込機》

[機械装置例:ホイールローダー、フォークリフト、テレハンドラー、スキッドステアローダー、ショベルローダー、フロントローダー、フロントローダー+バケット]

- ・導入する機械装置の作業目的がバンカーサイロへの詰め込み作業などでバケット以外のアタッチメントを使用しない場合は、クックカプラ、3連バルブは対象となりません。
- ・機械構成もそれに応じた見積書を取得して下さい。また、バケットサイズも明記して下さい。
- ・「畜産仕様」「畜産パッケージ」などの「標準構成」を記載した見積書ではなく、「サイレージ等取出・積込機」として必要なアタッチメントを明記した見積書を取得して下さい。
- ・導入する機械装置の作業目的に必要な標準構成以外のアタッチメント等は見積書に明記して下さい。

⑥《その他飼料生産関係機械装置》→《その他》

[機械装置例:「TMR等調製作業用」としてのホイールローダー、フォークリフト、スキッドステアローダー、ショベルローダー]

- ・導入する機械装置の作業目的に必要な、標準構成以外のアタッチメント等は見積書に明記して下さい。
- ・また、バケットサイズも明記して下さい。

⑦《飼料調製用機械装置》→《稲わら収集機》

[機械装置例:「稲わらの収穫・収集用途」としてのホイールローダー]

- ・導入する機械装置の作業目的に必要な、標準構成以外のアタッチメント等は見積書に明記して下さい。

⑧《エコフィード調製・給与関係機械装置》→《エコフィード調製装置》

[機械装置例:ホイールローダー、フォークリフト]

- ・「エコフィード調製作業用」としての機械構成のみ可能です。
- ・導入する機械装置の作業目的に必要な標準構成以外のアタッチメント等は見積書に明記して下さい。

目的外利用のための機械装置構成は自己負担であっても認められません

(3) 事業参加申請で審査が円滑な見積書の例

- ①当該機械装置の導入に係る経費が全て記載されている
- ②補助対象の機械装置の記載
 - 構成する機械装置、数量が明確に記載されている
 - 型番の有無が明確
 - カタログと突き合わせできる型番が明記されている
 - 付属機器・オプション等も明確に記載されている
- ③消耗品(補助対象外)の記載
 - 消耗品が含まれる場合、明確に補助対象外と区分されている
 - 補助対象外のものも明確に数量、金額が記載されている
- ④工事費等(補助対象外)の記載
 - 補助対象外の実費が明確に区分されている
 - ※工事費、運送費、諸経費等は補助対象外です
 - 補助対象外の物も明確に品目、金額が記載されている

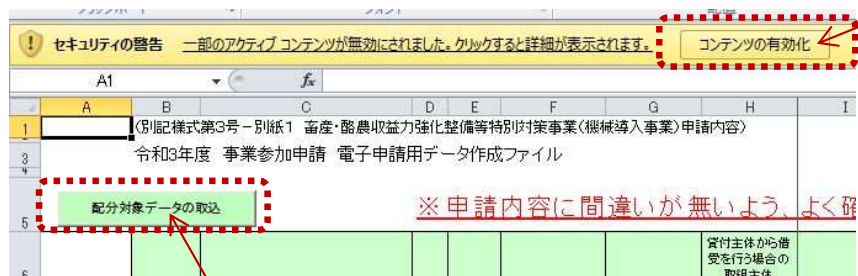
「搾乳ユニット自動搬送装置」の例

品目	仕様・型番	数量	単価	金額	補助対象	備考
搾乳ユニット自動搬送装置	ABCDE2	6	500,000 円	3,000,000 円	○	
自動離脱装置	ED1000	12	500,000 円	6,000,000 円	○	
搾乳ユニット	MM500	12	150,000 円	1,800,000 円	○	
(付属機器等)						
受乳装置	JJ280	1	1,000,000 円	1,000,000 円	○	
真空発生装置	KJA650	1	800,000 円	800,000 円	○	
パイプライン	—	一式	1,000,000 円	1,000,000 円	○	
キャリーレール	—	一式	1,000,000 円	1,000,000 円	○	
補助対象 値引				1,000,000 円		
補助対象 合計				13,600,000 円		①
ティートカップライナー (スベア)	—	24	3,000 円	72,000 円	×	
ティートカップシェル (スベア)	—	24	4,500 円	108,000 円	×	
補助対象外 値引				30,000 円		
補助対象外 合計				150,000 円		②
機械装置 総計				13,750,000 円		③:①+②
据付工事		一式	3,000,000 円	3,000,000 円	×	
運送費		一式	200,000 円	200,000 円	×	
諸経費		一式	100,000 円	100,000 円	×	
工事費等諸経費 値引				600,000 円		
工事費等諸経費 合計				2,700,000 円		④
総計(税抜)				16,450,000 円		⑤: ①+②+④
消費税(8%)				1,316,000 円		
総計(税込)				17,766,000 円		

6 申請用データ（CSV形式）の作成方法

・参加申請用のデータは以下の通り作成して下さい

- ①別途配布された「令和3年度 事業参加申請 電子申請用データ作成ファイル.xlsm」を開いて下さい
- ②開いた際に以下のメッセージが表示された場合は「コンテンツの有効化」を押して下さい(押さないと正しく機能しません)



- ②次に「配分対象データの取込」を押して、協議会ごとに配布されたCSV形式の配分対象データを指定してデータを読み込みます
- ③データの読み込みが終わると、黄緑色の項目にデータが取り込まれます。この取り込まれたデータは、「参加申請作成時の入力の手間を減らすこと」を目的としています。また、「要望時と異なる参加申請データ作成」による窓口団体での受け付けエラーを防ぐ目的もあるため編集はできません

※申請内容に間違いが無いよう、よく確認してください

入力内容をチェック

申請用データ出力対象	都道府県名	畜産クラスター協議会名	優先順位	一体的な要望	管理番号	取組主体等名 ※1	貸付主体から借受を行う場合の取組主体 氏名	飼養区分	農業経営改善計画又は青年等就農計画認定状況 ◎			挿入方式	機械装置の区分	補助機械装置名
									認定市町村名	認定日	有効期限 ※参加申請時に期限切れの場合、申請不可			
選択数から選択	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力				選択数から選択	自動入力	自動入力
	熊本県	桃山地域畜産クラスター協議会	1	無し	430010313088	山本 誠一		肉用牛(繁殖)					飼料収穫・調製用機械装置	カッティングロールベラー
	熊本県	桃山地域畜産クラスター協議会	2	無し	430010313088	山本 誠一		肉用牛(繁殖)					飼料収穫・調製用機械装置	レーキ
	熊本県	桃山地域畜産クラスター協議会	3	無し	430010313089	大場 大丸		肉用牛(肥育)					飼料給与関係機械装置	ロールベールカッター

- ④参加申請は「取組主体ごと」となります。そのため、はじめに申請対象の取組主体をフィルタ機能を使って選択します
- ・"リース方式（転貸）"の場合は「氏名」欄
 - ・"リース方式（直貸）"と"購入方式"の場合は「取組主体等名」欄
- でフィルターをかけて下さい

- ⑤次に「申請用データ出力対象」欄で表示されている全ての行で「○」を選択して下さい

- ⑥次に各項目の情報を入力、選択していきます
入力欄のルール等は下図を参照して下さい

申請用データ出力対象	都道府県名	畜産クラスター協議会名	優先順位	一体的な要望	管理番号	取組主体等名 ※1	氏名	飼養区分
選択肢から選択	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力
○	熊本県	桃山地域畜産クラスター協議会	1	無し	430010313088	山本 誠一		肉用牛(繁殖)
○	熊本県	桃山地域畜産クラスター協議会	2	無し	430010313089	山本 誠一		肉用牛(繁殖)

申請用データ出力対象	都道府県名	畜産クラスター協議会名	優先順位	一体的な要望	管理番号	取組主体等名 ※1	貸付主体から借受を行う場合の取組主体 氏名	飼養区分	農業経営改善計画又は青年等就農計画認定状況 ◎		導入方式	導入機械装置の概要								
									認定市町村名	認定日		有効期限 ※参加申請時に期限切れの場合、申請不可	機械装置の区分	補助機械装置名	新品・中古の区分	法定耐用年数 ①	中古機械の場合		製造メーカー	型式
																	経過年数 ②	残存年数 ③-④		
選択肢から選択	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力	自動入力			選択肢から選択	自動入力	自動入力	選択肢から選択	※整数、16以上はNG	※整数	自動で算出されます	※入力必須	※入力必須	
	熊本県	桃山地域畜産クラスター協議会	1	無し	430010313088	山本 誠一		肉用牛(繁殖)				飼料収穫・調製用機械装置	カッティングロールベアラー							
	熊本県	桃山地域畜産クラスター協議会	2	無し	430010313089	山本 誠一		肉用牛(繁殖)				飼料収穫・調製用機械装置	レーキ							

色が付いていない項目は、所定の情報を入力して下さい

この欄が黄色の項目は、指定された選択肢から選んで下さい

この欄が水色の項目は、他の項目に連動して自動的に入力されます

- ⑦様式の右端「事業参加申請に添付する書類を選択」欄ではPDFファイルとして添付する書類を選択して下さい
- ⑧A、B、Cの書類は、原本を取組主体が保管していることを協議会で確認し「確認・保管済」を選択して下さい。当該書類の添付は不要です。また、必要事項をそれぞれの該当項目に入力して下さい。
- ⑨Dの書類は、酪農畜産協会へ最新版を1部提出し「最新版を提出済」を選択して下さい

入力内容をチェック

窓口団体への申請用CSVデータを出力する

事業参加申請に添付する書類を選択 (PDFデータで添付するもの、協議会で確認の上保管するもの)
※各添付書類の詳細は手引を参照のこと

別記様式第3号 参加申請書	別記様式第3号 別紙4 確認	入札結果を証する書面・見積書 (写し)	三者以上の見積書 (写し)	カタログ原本又は販売業者より し、証明されたカタログ(写)	送風装置、自動給餌機、搾乳装置など、畜舎に設置するものは「配置図」	堆肥運搬車、バルク車の場合「架装内容がわかる図面」	リース契約申込書 (写し) A	定款 (写し)	規約又は共同利用契約書 (写し) B	農業経営改善計画認定書又は青年等就農計画認定書 (写し) C	都道府県知事の認定を受けた畜産クラスター計画及び認定を証する書面 (写し) D	知事特認に係る協議書及び認定を証する書面 (写し) C	農業環境規範に基づく点検シート (写し)	農機購入の取扱いに関する見積書がある場合で既存農機の下取り規定に定める農業経営規程 (写し)	チーズ振興枠のみ 約書 (写し)	チーズ製造業者との契約書 (写し)	成果目標が「農業所得」「営業利益」の場合の根拠資料	申請時添付書類 「飼養区分：飼料受託等」参加	堆肥攪拌装置に関する確認票	要望時確認事項確認票	その他の添付書類	備考		
選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	選択肢から選択	自動入力

様式AH-AK列

様式J-L列

様式AX-AY列

リース方式のみ

リース契約相手先 ◎

リース事業者名	リース申込書の申込日	リース契約の借受期間 (ヶ月)	リース契約の形態
選択肢から選択	yy.mm.dd	整数のみ	選択肢から選択

リース事業者の選択肢は、取扱いが比較的多い以下のリース事業者名が上段に表示されます。

- ・ホクレン商事
- ・JA三井リース
- ・JA三井リース九州
- ・リコーリース
- ・三井住友ファイナンス&リース
- ・畜産近代化リース協会

農業経営改善計画又は青年等就農計画認定状況 ◎

認定市町村名	認定日	有効期限	導入方式
		※参加申請時に期限切れの場合、申請不可	選択肢から選択

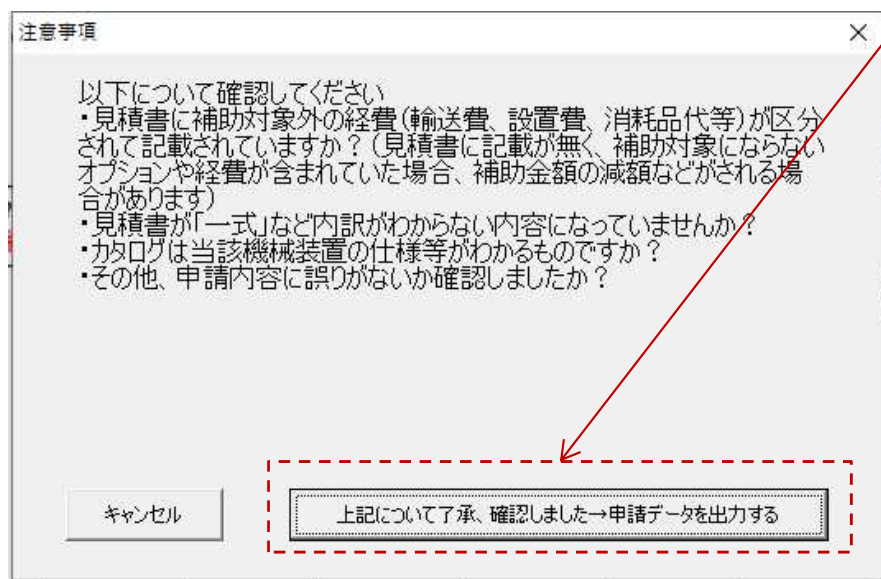
知事特認の内容 ◎

特認年月日	内容 (簡潔に)
	※当該機械装置の使途など協議内容の要点を記載
	200文字以内

- ⑩「入力内容をチェックボタン」を押すと、入力内容のエラーチェックを行います。入力された内容にエラーがあると、当該セルが赤くなりますので確認して下さい。（「入力内容をチェックボタン」は複数設置されていますが、どのボタンも昨日は同じです）
- ⑪全ての必要項目の入力、選択が終わり入力エラーが無ければ「**窓口団体への申請用CSVデータを出力する**」ボタンを押して下さい



- ⑫「注意事項」が表示されます。内容を確認したら**右側のボタン**を押して下さい。申請用CSVファイルが出力されます。



【参考】「申請用CSVファイル」のファイル名について

出力されるファイルは以下のルールで自動でファイル名が付けられます
※ファイル名は変更しないで下さい

《ルール》
 参加申請データ_[県コード][県名]_[協議会コード][協議会名]_[取組主体名]_[氏名].CSV

《ファイル名の例》
 参加申請データ_13東京都_001下町地域畜産クラスター協議会_大場大丸.CSV

出力した「申請用CSVデータ」をエクセル等で開いたり修正すると、酪農畜産協会での登録ができなくなります

7 申請用添付ファイル（PDF形式）の作成について

（1）添付書類について

- ・P6～7で説明した添付書類は、「**1つのPDFファイル**」にして提出して下さい
- ・PDFファイル内は、以下の順に並べて下さい

《機械装置が1件の場合》

- ・P6～7の項番の順に書類を並べたPDFを提出して下さい

《複数の機械装置が含まれる場合》

- ・P6～7の項番の順に並べ、項番3～6の書面は機械装置ごとに固めて並べて下さい
(例)個人経営で機械装置が2件(堆肥運搬車、テッター)の場合は次の並びとなります

項番1→2 → 3 → 4 → 6 → 3 → 4 → 15

堆肥運搬車 テッター

- ・添付書類のファイル名は、別途作成した「申請用CSVファイル」と同じにして下さい

(例)

申請用CSVファイル 参加申請データ_13東京都_001下町地域畜産クラスター協議会_大場 大丸.CSV

の場合、↓

申請用添付ファイル 参加申請データ_13東京都_001下町地域畜産クラスター協議会_大場 大丸.pdf

（2）カタログについて

- ・参加申請に添付するカタログについて、「印刷物のカタログ」からPDFを作成するとファイルサイズが大きくなり、窓口団体へ電子メールで送付できないケースが想定されます
- ・そのため、販売店に依頼して「PDF形式のカタログ」を入手して利用するようにして下さい
- ・なお、下記ホームページ上にてPDF形式のカタログを配布している主なメーカー、輸入代理店・商社のホームページへのリンク集が公開されておりますので、カタログの入手に活用して下さい

《中央畜産会ホームページ 電子申請用カタログ入手先リンク集》 <http://jlia.lin.gr.jp/archives/3942>

(参考) PDFファイルに関して無料で利用できるサービス

ワードやエクセルファイルからPDFを作成したり、複数のPDFファイルを1つにまとめる作業は専用のソフトが必要ですが、Adobe社がインターネット上で無料のサービスを公開していますので、ご参考までに紹介いたします。

1 Microsoft Word・Excel・PowerPoint・画像ファイルをPDFファイルに変換

<https://www.adobe.com/jp/acrobat/online/convert-pdf.html?promoid=HZG8WZ58&mv=other>

2 PDFファイルを1つのファイルに結合する

<https://www.adobe.com/jp/acrobat/online/merge-pdf.html>

※提出用のファイル(1つにまとめたPDFファイル)を作成する時に活用できます

3 PDFファイルを圧縮する

<https://www.adobe.com/jp/acrobat/online/compress-pdf.html?promoid=C12Y2YQN&mv=other>

※提出用のカタログファイル等のサイズを圧縮したい時に活用できます

※圧縮の設定は3段階から選択できますが、文字が判読できない状態にならないように注意して下さい



《カタログサイズの例》

エム・エス・ケー農業機械株式会社が配布しているKUHN社のカタログ

- ①同社がホームページで配布しているPDF形式のカタログ 4,710kb
- ②①のデータを上記「3 PDFファイルを圧縮する」のページを使って
”標準設定”で圧縮したもの 3,376kb
- ③印刷されたカタログからPDFデータを作成した場合 14,467kb

8 事業参加申請の提出先・方法について

別途ご案内します。

9 実績報告の手続等について

機械装置導入後に提出する実績報告書については、令和2年度までと変更はなく書類での提出となりますが、手引きについては令和3年10月末を目途に提供いたします。

お問い合わせ先等

ホームページ

事業専用ホームページでは、実施要領や各種様式データなどを提供しています。

<http://rakutiku.or.jp/cl/>

事業参加申請についてご不明な点は、酪農畜産協会へお問い合わせ下さい。